新　潟　県　近物レックス株式会社
富　山　県　株式会社アースクリーン21
山　梨　県　カンダホールディングス株式会社、都留貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
長　野　県　信州名鉄運輸株式会社及び近物レックス株式会社
岐　阜　県　中津貨物自動車株式会社及び近物レックス株式会社
静　岡　県　ヤマト運輸株式会社、都留貨物自動車株式会社、近物レックス株式会社、一般財団法人浜松市清掃公社及び一般財団法人静岡市環境公社
愛　知　県　ヤマト運輸株式会社、カンダホールディングス株式会社、都留貨物自動車株式会社、中津貨物自動車株式会社、近物レックス株式会社、脇田運輸倉庫株式会社、旭運輸株式会社、大成運送株式会社、東春運輸株式会社及び斉藤運輸株式会社
三　重　県　近物レックス株式会社
京　都　府　近物レックス株式会社、関西急送株式会社、有限会社関厚運輸、阪神トラック株式会社、洛北運輸株式会社、宏和運輸倉庫株式会社及び日ノ丸西濃運輸株式会社
大　阪　府　ヤマト運輸株式会社、カンダホールディングス株式会社、中央運輸株式会社、近物レックス株式会社、関西急送株式会社、淡路貨物自動車株式会社、阪急田園バス株式会社、阪急バス株式会社及び日ノ丸西濃運輸株式会社
兵　庫　県　関西急送株式会社、淡路貨物自動車株式会社、株式会社東洋工業所、株式会社リリーフ、宝塚衛生株式会社、神明運送有限会社、神鉄バス株式会社、有限会社兵庫陸運、神戸フェリーバス株式会社、阪急田園バス株式会社、阪急バス株式会社及び日ノ丸西濃運輸株式会社
奈　良　県　近物レックス株式会社
和歌山県　近物レックス株式会社及び有限会社新宮清掃
鳥　取　県　因伯通運株式会社米子支店及び日ノ丸西濃運輸株式会社
島　根　県　日ノ丸西濃運輸株式会社
岡　山　県　近物レックス株式会社及び関西急送株式会社
徳　島　県　淡路貨物自動車株式会社及び神戸フェリーバス株式会社
香　川　県　神戸フェリーバス株式会社
高　知　県　公益財団法人高知市環境事業公社
福　岡　県　株式会社近代プラント、株式会社近代管理サービス、福岡レイン工業株式会社、特例財団法人ふくおか環境財団、有限会社森山環境サポート、株式会社かわなべ及び有限会社昭南開発
佐　賀　県　ヤマトカンキョウ株式会社、有限会社小城新生興業社、有限会社鳥栖環境開発綜合センター、有限会社佐賀衛生社及び福岡運輸株式会社
鹿児島県　福岡運輸株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月31日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間784円」を「１時間794円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第10号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月31日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間824円」を「１時間830円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月１日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月31日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間762円」を「１時間778円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月31日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間685円」を「１時間692円」に改める。

告　示

諮　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成26年10月31日

金融庁長官　細溝　清史

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　有限会社メトロキャピタル
変更後の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内

⑵　名称　日立キャピタル株式会社
変更後の所在地　東京都港区西新橋１―３―１

⑶　名称　合同会社ＲＣ日本橋パートナーズ
変更後の所在地　東京都港区元赤坂一丁目１番８号株式会社赤坂国際会計内

⑷　名称　合同会社ジュピターインベストメント
変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー

２　名称の変更のあった者
変更前の名称　メリルリンチ日本ファイナンス株式会社
変更後の名称　合同会社メリルリンチ・ジャパン・ファイナンス

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成26年10月31日

金融庁長官　細溝　清史

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　タスマン・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ブリゲード・キャピタル・ジーピー・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国　10022、ニューヨーク州、ニューヨーク、パークアベニュー　399、16階

⑵　テキサス・アブソリュート・クレジット・オポチュニティーズ・ストラテジー・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ブリゲード・キャピタル・ジーピー・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国　10022、ニューヨーク州、ニューヨーク、パークアベニュー　399、16階

⑶　ブリゲード・オポチュニスティック・クレジット・ファンド・アイシーエル・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ブリゲード・キャピタル・ジーピー・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国　10022、ニューヨーク州、ニューヨーク、パークアベニュー　399、16階

⑷　ベイン・キャピタル・アジア・ファンド・ツー・エルピーの業務執行組合員等であるベイン・キャピタル・パートナーズ・アジア・ツー・エルピーの業務執行組合員等である
名称　ベイン・キャピタル・インベスターズ・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国　02116、マサチューセッツ州、ボストン、クラレンドン・ストリート　200、ジョン・ハンコック・タワー

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　株式会社オーシー・ファイナンス
住所　東京都港区港南二丁目15番２号

⑵　名称　株式会社ＥＡＧ檜坂
住所　東京都港区虎ノ門三丁目８番21号